

岡山ビルディング協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は岡山ビルディング協会という。

(所在地)

第2条 本会は事務所を岡山市に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の連絡を密にし、適正なビルディングの建設および管理の改善を通じて健全な都市環境の整備に資するとともに、ビルの需要者に快適な環境を提供することにより斯業の社会的使命の達成を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ビルディング業の向上発展を図るためその建設、管理、経営についての調査、研究および指導
- ビルディングの建設および管理に関し、関係官庁その他関係機関との連絡および協力
- ビルディング業従業員の教育、訓練および指導
- その他本会の目的達成のため必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員および賛助会員とし、正会員は岡山県内に在るビルディングの所有者又は管理者とする。

2 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人で、本会の事業に関連のある者とする。

3 会員は当務担当者を定めることができるものとする。此の場合その住所、氏名を届出なければならない。

(入会)

第6条 本会の会員となろうとする者は2人以上の会員の推薦により入会申込書を会長に提出し、総会又は例会において、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(入会金および会費)

第7条 本会の会員は総会で別に定める入会金および会費その他の臨時会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は退会届を会長に提出して退会することができる。

2 法人が解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第9条 次の各号の何れかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の決議により除名をすることができる。

- (1) 本会の名誉を棄損し又は秩序を乱し、その他総会の決議に違反し又は本会の目的に反する行為があったとき
- (2) 1か年以上会費を滞納したとき
- (3) その他会員として適当でないと認めるとき

第10条 既納の会費その他拠出金品は返還しないものとする。

第3章 役員および職員

(役員の種類および数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名以内
- 常務理事 1名
- 理事(会長、副会長、常務理事を含む) 10名以内
- 監事 2名以内

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、理事、監事は総会において正会員(当務担当者を含む)中より選任する。

- 2 常務理事は理事の中から会長が選任する。
- 3 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常務理事は会長の指図に従い、理事会の承認を得た事務を担当する。
- 4 理事は理事会を構成し、重要な会務を審議決定する。
- 5 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠として就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の4分の3以上の決議により解任することができる。

(相談役)

第16条 本会は必要に応じ理事会の決議により相談役を置くことができる。

2 相談役は会長の諮問に応じ意見を述べるほか理事会の要請により本会の諸事業に協力する。

(事務局)

第17条 本会は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長および事務職員若干名をおくことができる。

3 事務局長は常務理事の指揮により事務処理を行う。

4 事務局長および職員の任免は会長が行う。

第4章 会 議

(会議)

第18条 本会の会議は総会、理事会、例会とし、総会を定時総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会および例会は正会員又は第5条の当務担当者をもって構成する。賛助会員は総会および例会に出席し意見を述べることができる。

2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および事業報告の承認

(2) 予算および決算の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会はこの会則に別に定めるもののほか次の事項を審議し会務を執行する。

(1) 総会の議決した事項

(2) 総会に提案する事項

(3) 会務執行上の必要な事項

(開催)

第21条 定時総会は毎年1回決算期終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は会長が必要と認めるとき又は役員半数以上の要請のあったとき開催する。

4 例会は毎月1回開催する。必要の有るときは随時に開催し、必要のないときは開催を見合わせることもできる。

(招集)

第22条 会議は会長が招集する。

2 会長は会議の構成員に対し、会議の目的たる事項および内容並びに日時および場所を示した文書で、総会においては開催日の7日前、理事会および例会は開催日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 会議の議長は会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは副会長、共に事故あるときは常務理事、いずれも事故あるときは会議の出席構成員のうちから選任する。

(定足数)

第24条 会議は総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第25条 会議の議事はこの会則に別に定めるもののほか出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第26条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合前2条および次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名捺印しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費および入会金
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は理事会の議決した方法により会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第32条 本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は財産目録とともに監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、定時総会の日まで経常経費について前年度予算を準用する。

2 前項の収支は新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

第6章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第34条 此の会則は総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 本会は総会の決議により解散する。

2 この場合正会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 解散の時に存する残余資産は総会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第37条 此の会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 此の会則は昭和56年3月5日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員任期は第14条第1項の規定にかかわらず就任後第1回目の定時総会終結の日までとする。
- 3 本会設立初年度の事業計画および収支予算は第20条第1項、第1号、第2号および第32条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は第31条の規定にかかわらず設立の日から昭和56年3月31日までとする。